

は窺われず、かえって、両取引を一括して修正申告することは容易であったということができるから、Yは、Xの利益を図り、課税上より有利な両取引の一括修正申告手続を選択すべき義務があった。

(3) 従って、Yが同一年度での申告をしないで、両取引を別の年度で申告した点に過失があり、Yは、Xが被った損害を賠償する義務がある。

(4) よって、Yは、Xに対し、三、〇一六万円を支払え。

三 まとめ

これまで、税理士の責任については、誤った教示をして、損害賠償を命ぜられたもの（神戸地判平五・一一・二四判時一五〇九一一一四）、過誤による違算をして、損害賠償を命ぜられたもの（東京地判平四・七・三一判時一四六三一一八八）等がある。

本件は、売主が長年居住していた土地を二筆に分けて売却し、その一つの登記が翌年になつた場合において、税理士が一括申告しなかつたため、翌年度分の譲渡所得について特例措置の適用が受けられなくなつた事案である。税理士に過失があるとした判決は、妥当であろう。

最近の判例から

(17)

保険金不正取得目的の火災保険契約

（熊本地判 平九・三・二六 判時一六五四一一七）

田中 稔

多額の保険金を不正に取得する目的で締結された保険契約は、公序良俗に違反し、無効であるとされた事例（熊本地裁 平成九年三月二六日判決 確定 判例時報一六五四号一 一七頁）。

一 事案の概要

Xは、昭和六三年二月一三日、本件建物及びその敷地を、競売により取得し、直ちに、本件建物について、Y火災保険会社らと、総額八、五〇〇万円の火災保険・共済契約を締結したところ、平成元年七月二七日、本件建物に火災が発生した。

Xは、Yらに対し、三、〇〇〇万円の支払いを求めた。

しかし、本件出火の原因は、何者かによる放火又は失火の可能性が最も高く、鍵がなければ、本件建物には侵入できなかった。Xは、

本件建物の管理をAに任せ、XとAが鍵を保管していたが、Aには、過去三回の火災歴があり、また、Xも、過去三回、火災保険・共済金の取得歴があった。

また、本件建物の競売手続の評価額は四一五万二、〇〇〇円で、Xは八〇〇万円程度と判断して競落したものであった。なお、Xの他の建物には、火災保険は付されていないかつた。

Yらは、本件契約は、保険金を不正に取得する目的でなされたもので、公序良俗に違反し、無効であると主張した。

二 判決の要旨

(1) 保険契約が多額の保険金を不正に取得する目的で締結された場合には、一般に被保険者が自ら保険事故を招致する危険が高いので、このような場合に保険金の支払いに

応じること、保険制度の悪用を許し、保険事故によって利益を得ようとする射倖心を助長することになり、正常な保険制度の維持という観点からみて是認できるものではなく、社会的相当性を逸脱し、当該目的で締結された契約は、公序良俗に違反し、無効である。

(2) 本件においては、本件火災にXらが何らかの形で関係した疑いが否定できず、契約締結から火災発生まで間がなく、保険・共済金額が建物価額に比べて高額で、Xの他の建物には火災保険・共済契約の締結がなく、Xは以前に三件の火災により多額の保険金を取得していること等を総合考慮すると、本件契約は、Xが実損害額以上の保険・共済金を不正に取得する目的で締結したものと推認することができ、公序良俗に反する無効な契約である。

(3) 従って、Xの請求は、理由がなく、棄却する。

二 まとめ

本件は、Xが保険金詐欺目的で本件建物を競落し、高額の保険契約を締結した上、Aに放火させた疑いの強い案件である。本判決は、丹念に事実を認定して、公序良俗に反する無効な契約であるとした。説得力ある判決である。

効な契約であるとした。説得力ある判決である。

最近の判例から

(18)

弁護士報酬合意とメモ

(東京地判 平九・一二・一九 判タ九八一―一七三)

辺見 博

弁護士報酬の支払いに関し、依頼者がその総額を支払方法をメモに記載し、保管していた場合、同メモの作成により、五億円の弁護士報酬支払いの合意があると認定された事例(東京地裁、平成九年二月一九日判決、一部認容、控訴、判例タイムズ九八一号一七三頁)。

一 事案の概要

A弁護士(Xの父)は、昭和五四年、Yから、Y名義の土地についてB(Yの姉)がBの固有財産権であると主張して所有権移転登記手続を求めた事案について、受任した。なお、Bは、本件土地について処分禁止の仮処

分を申し立て、保証金七、五〇〇万円を供託していた。

Aは、受任の際、着手金二〇〇万円を受け取り、弁護士報酬は、事件終了時別途協議すると合意した。

同事件は、平成二年四月二〇日、最高裁で、Y勝訴の判決が確定した。同時点で、本件土地の価値は、三〇〇億円といわれていた。

Aは、当時Yから他の案件も受任し、受任の予想される案件を含めると、一六件あった。平成二年八月三〇日、YがAの事務所を訪れた際、Aは、一六件の弁護士報酬として、九億円を要求したが、Yはこれを断った。Yは、その対案として、Bの不当仮処分に対す